

宿泊税の制度に関する説明会（宿泊事業者向け）でのご意見

令和8年3月12日
西川アイプラザ 4階会議室

項目	内容	岡山市の回答
宿泊税の導入について	<p>・岡山は知名度が低い。今やるべきことは、観光施設を充実させること。</p> <p>宿泊客が増えるどころか、値上げしたと思われて逃げてしまう。税金を入れることで、それに見合うのかと客の目がシビアになる。観光目的以外の客を相手にするホテルにとっては特に痛手。観光財源が必要なのではなく無駄をなくすべき。</p>	<p>・観光客を増やすために観光に特化した財源が必要。それは、検討委員会でも理解いただいた。</p> <p>観光施策と財源確保は同時並行でやっていかないとけないと考えており、そのために宿泊税の導入の検討を行っているところ。</p> <p>先行自治体の長崎市では、宿泊税導入によって宿泊客が減ったというデータはない。</p>
	<p>・観光客が多いと言えない状況でさらに税を徴収するのはマイナスになる。しかし、観光振興に使われるならそれもいいかなと思う。例えば宿泊税を払った人に路面電車乗り放題券を配布する等のプラスαがあると良い。経済波及効果も十分にあると考える。</p>	<p>・観光は裾野が広い業界。それを認識し、ご意見を参考にしながら、施策を組み立てていく。</p>
	<p>・宿泊税ありきと感じる。</p> <p>観光振興のために財源がいるのではなく、観光地を作って、観光客が増えてから宿泊税を導入するなら分かるが、順番が逆ではないか。</p>	<p>・財源確保と観光客の呼び込みは同時並行と考えている。ご意見として承る。</p>
使途について	<p>・何に使いたいのか分からない。</p> <p>宿泊客が2倍3倍になるなら認識は変わるが、それが見えてこない。</p>	<p>・岡山市に宿泊する客を増やすため。MICE 誘致や岡山城魅力アップ、ナイトタイムエコノミー、OTAへの広告、宿泊施設の人材不足対策など。目的税なので、観光振興に資する事業以外に使われることはない。</p> <p>明確な施策は導入が決まった場合に決定する。</p>
課税免除について	<p>・研修施設での宿泊について、観光目的ではないのに宿泊税をとるのか。県内の人からもとるのか。免除を検討してほしい。</p>	<p>・課税要件は宿泊行為であり、観光・ビジネス・研修等の目的は問わない。課税免除の規定が設けられたとしても、実際にホテルのフロントで目的を聞いて証明してもらうことは難しい。県内外の議論も同様。</p>
	<p>・研修の参加費に宿泊料金を含めている。参加費を上げなければ、施設の負担になる。当ホテルの宿泊客は目的が明確なので、確認作業は負担にならない。</p>	<p>・宿泊税の金額については上乘せしてもらうほかない。</p> <p>先行自治体では素泊まりの宿泊料金を課税対象にしている。今後、免税点や修学旅行生免除等についても検討していく。</p> <p>研修旅行は、先行自治体で除外している自治体はない。</p>

宿泊税の制度に関する説明会（宿泊事業者向け）でのご意見

令和8年3月12日
西川アイプラザ 4階会議室

項目	内容	岡山市の回答
課税免除について	<ul style="list-style-type: none"> ・研修旅行の除外について、先行自治体がしていないから岡山市ではやらないという問題ではない。 ・不便なところに来てくれているのに、税金を課すことがプラスになるか心配。 ・受益者負担について、誰にとって受益者なのか分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考として承ります。
徴収事務について	<ul style="list-style-type: none"> ・課税開始期間より前から事前に決済している場合の取り扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行都市の事例では、宿泊日が課税開始以降であれば、徴収している。 ・サイトで宿泊税を徴収することを明記する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンセルしてキャンセル料をもらう場合、宿泊税は徴収するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の取扱いでは、キャンセル料を、契約上違約金として取る場合は課税されない。ただし、宿泊料金として取り扱う場合は宿泊料金とみなし、課税対象となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・1棟貸切りで施設を運営している。ウェブサイトですべて事前徴収しており、半年～1年前に予約をいただくケースもある。徴収事務負担について考慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行都市を参考にすると、1棟貸しの場合、人数で割って計算していただくことになる。導入決定後、準備期間が大体1年～1年半必要と想定しているため、その間に宿泊事業者様にもシステム改修等準備をしていただくことになる。事務負担については、先行自治体では報奨金等の制度をつくっている。本市でも検討する。
OTA 決済について	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも 5,000 円で売り出しているのに、OTA で宿泊税込みの設定をすると、ホテルが実質負担することになる。 ・市場で一斉に値段を上げることはできない。そのあたりの是正は考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・OTA では、宿泊税込みの決済ができる場所とできないところがある。OTA とホテルの間で協議していただく必要がある。 ・ただ、事前に OTA を経由して税を払ってもらった場合、宿泊税分の OTA 手数料をホテルに負担していただくことになる。
説明会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・どんどんこのような場を設けて意見を交わしていくことが必要 	